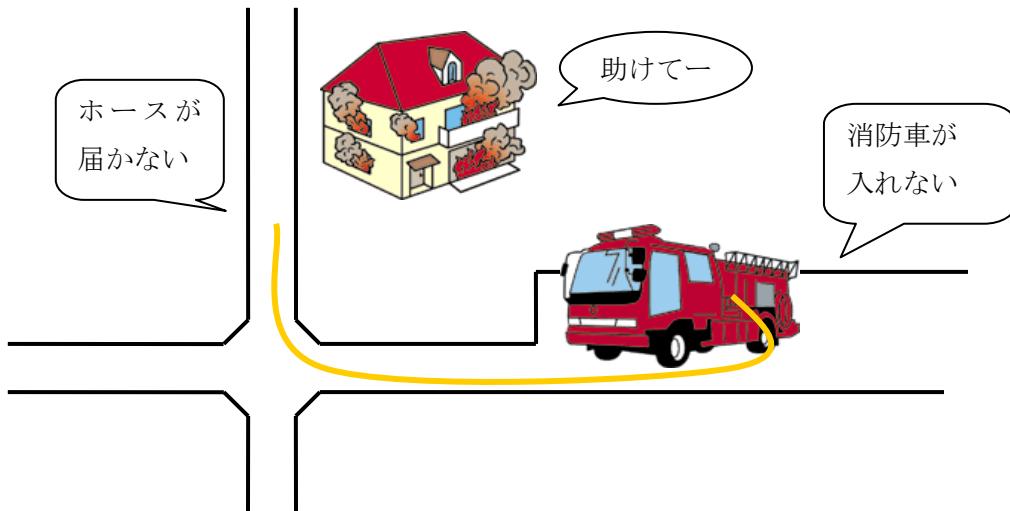


道路と建築について

道路と建築物には深いつながりがあります。

道路は、人や物を運ぶ本来の目的のほかに通風、採光、日照など良好な生活環境の確保と災害時の避難、消防活動の助けなどの役目を果たしています。

このため家を建てる時は、**最低 4 m**の道路の幅員を確保しなければなりません。



家を建てる時後退敷地の確保にご協力を

4 m未満の公道に接して建築される場合には、道路中心線から 2 m後退することになっています。

後退した敷地には、自己の敷地でも建築物、工作物は造れません。

